

仁愛大学における不正防止対策の基本方針

平成 27 年 3 月 24 日制定

仁愛大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の管理・監査に関する規程に基づき、公的研究費についての適正な運営・管理のために、以下のとおり取り組むものとする。

1. 本学内の責任体系の明確化

本学が、公的研究費の運営・管理を適正に行うためには、本学内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、本学関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

本学における不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。本学に関係する業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

ガイドラインの趣旨に沿って、本学の特性に応じた実効性ある体制を整備する上で、本学内の情報共有はもとより、本学の取組や事例の主体的な情報発信による他機関との情報共有を図る。

6. モニタリング

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、これらに加え、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

以上